

別表十(一)

「9」又は「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

③

沖縄の認定法人の所得の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名					
地区又は地域	措法第60条第1項の表の各号又は第2項の区分 〔第1号(情報通信産業特別地区) 第2号(国際物流拠点産業集積地域) 第2項(経済金融活性化特別地区)〕	1	第1号	所得金額仮計 (別表四「25の①」)	5			円
設立年月日	2	平	・	計算	所得基準額 (7) × $\frac{40}{100}$	8		
				特別	(1) 特別控除額 (8)	9		
					経済金融活性化特別地区内において常時使用する従業員の数	10		人
					常時使用する従業員の総数	11		
					従業員割合 (10) (11)	12		
事業種目	4			計算の場合	特別控除額 (5) × $\frac{40}{100}$ × (12)	13		円

「9」欄

沖縄の情報通信産業特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第1号」)
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項第1号」
② 「区分番号」欄: 「00208」
③ 「適用額」欄: 「9」欄の金額

「9」欄

沖縄の国際物流拠点産業集積地域における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2号」)
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第1項第2号」
② 「区分番号」欄: 「00425」
③ 「適用額」欄: 「9」欄の金額

「13」欄

沖縄の経済金融活性化特別地区における認定法人の課税の特例を適用している場合(「1」欄が「第2項」)
① 「租税特別措置法の条項」欄: 「第60条第2項」
② 「区分番号」欄: 「00544」
③ 「適用額」欄: 「13」欄の金額

別表十(一) 平三十・四・一以後終了事業年度分

法 0301-1001